

「配偶者の収入要件がある家族手当」見直し計画書

当社では、「配偶者の収入要件がある家族手当」について以下のとおり見直しに取り組みます。

※該当するものについて☑チェックしてください。

1 現状

就業規則に「配偶者の収入要件がある家族手当」の規定がある。

就業規則に定めている配偶者の収入要件（扶養の定義）は以下のとおり。

- 年収103万未満（所得税法上の扶養）
- 年収130万未満（社会保険（健康保険）上の扶養）
- その他（以下に具体的な内容を記載してください）

2 取組内容（計画）

「配偶者の収入要件がある家族手当」を以下のいずれかのとおり見直す。（場合により複数該当可）

- ①配偶者手当（家族手当）の収入要件を撤廃する。
- ②配偶者手当（家族手当）を廃止し、他の手当に振り替える。
- ③配偶者手当（家族手当）を廃止し、基本給に繰り入れる。

3 実施計画

以下の（3）から（6）の全てを取組期間内（交付決定日から3か月以内）に実施する。

- （1）現状の把握・分析、目標の設定
- （2）労使間交渉
- （3）労使協定の締結（交付決定日から3か月以内）
- （4）就業規則の改正（交付決定日から3か月以内）
- （5）社内周知（交付決定日から3か月以内）
- （6）労働基準監督署への届出（交付決定日から3か月以内）

4 取組について財団理事長への報告

取組期間内（交付決定日から3か月以内）に「配偶者の収入要件がある家族手当」の見直しを実施した後に、取組期間後1か月以内（交付決定日から4か月以内）に取組実績を財団理事長に報告します。